

ジェラルド・ブシャー
 (丹羽卓 監訳、荒木隆人・古地順一郎・
 小松祐子・伊達聖伸・仲村愛 訳)
 『間文化主義 (インターカルチュラリズム)
 多文化共生の新しい可能性』
 彩流社、2017年

L'Interculturalisme: un point de vue québécois, Montréal:
 Les Éditions du Boréal, 2012.

飯笹 佐代子
 IIZASA Sayoko

グローバルな趨勢として、かつて熱狂的にもはやされた多文化主義 (multiculturalism) は、近年きわめて否定的なイメージで語られることが多い。その傾向は、「多文化主義は失敗した」とする発言がドイツのメルケル首相 (2010年) や英国の当時のキャメロン首相 (2011年) の口から相次いだように、特に欧州諸国で顕著である。これらの国々で、果たして多文化主義がどこまで政策として明示され、実践されてきたのかという疑問は大いに残るが、現に欧州評議会などはそれに替わる共生のモデルとしてインターカルチュラリズムを打ち出している。他方、すでにカナダのケベック州において、カナダ連邦政府の提唱する多文化主義への対抗概念として *interculturalisme* が知識人らによって構想され、その定義や実践をめぐる論争が起こってきたことは周知のとおりである。

このように、インターカルチュラリズムという語が欧州と北米の双方から聞こえてくることにより、日本でもその考え方への注目が集まりつつある。本書の原著が刊行された直後の2012年12月、筆者は青山学院大学で開催したインターカルチュラリズムに関するシンポジウムの基調講演者として、著者のジェラルド・ブシャー氏をお招きした。全国から予想を超える多くの参加者が集い、会場が熱気に包まれていたことを感慨深く思い出す。日本社会でも多文化共生に向けた課題がいつそう重要性を増すなか、本書が待望の邦訳書であることは論を俟たないだろう。翻訳の労をとられた方々に心より敬意を表したい。

ケベック州でマジョリティを占めるフランス語系の人びとはカナダ全体から見ればマイノリティであり、フランス語の存続を中心とした文化の「生き残り (survance)」が歴史的にも至上課題であり続けている。一方で、出生率の低下もあって労働人口を確保するためには、他州同様に移民の受け入れが不可避である。

カナダのなかで文化的に「独自の社会」を維持しながら、同時に多様な文化を持つ移民とともに調和ある多文化社会をいかに構築していくのか。この2つの目的を、マイノリティの同化も、そして社会の断片化も回避しつつ両立させるには、ケベックにふさわしい多元主義、すなわち *interculturalisme* が目指されるべきである、というのが本書を貫く著者のゆるぎない確信である。

著者ブシャールは、社会学者、歴史学者としての顕著な業績もさることながら（実は小説も執筆）、ケベック社会の問題解決にも積極的に取り組んできた。とりわけ、2000年代後半に宗教的マイノリティの慣行をどこまで認めるのかをめぐって論争が先鋭化した際に、「文化的差異に係る調整の実践に関する諮問委員会（*Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles*）」（通称「ブシャール＝テイラー委員会」）を率いたことでも知られる。もう1人の共同委員長は政治哲学者のチャールズ・テイラー（Charles Taylor）であり、彼が本書の原著の英訳版に寄稿した序文は本書にも掲載されている。この諮問委員会は州民の意見を広く聴取するために精力的な調査を実施しており、その経験が著者の *interculturalisme* 論に大きな影響を与えていることは本書からもうかがえる。本書は、膨大な先行研究に基づく学術書としての価値を持ちつつも、著者が調査で出会った人びとを含むケベック社会全体に向けて *interculturalisme* への理解を促すための啓蒙書でもある。

本書は序章と結論に加えて、5つの章から構成される。以下、章ごとに主な内容をみていきたい。

第1章では、ケベック社会の特徴が世界の国々の類型化によって浮き彫りとなる。著者によると、世界には次の5つの型が見いだせるという。①多様性パラダイム（英語系カナダや米国、豪州のように、文化的多様性は尊重するが、文化的マジョリティを公式には認めない）、②均質性パラダイム（日本のように、エスニック文化的な差異を認めず、同化が原則）、③二極性・多極性パラダイム（ベルギーやスイスのように、複数のナショナルな文化集団の存在を制度的に承認）、④混合性パラダイム（ラテンアメリカのように、多様な文化が融合して新たな文化に溶け込む）、⑤二元性パラダイム（1つの文化的マジョリティと複数のマイノリティから構成）。ケベックは最後の⑤に該当し、*interculturalisme* はこのパラダイムに適したモデルであるという。

では、ケベック型の *interculturalisme* とはどのようなものなのか。その公式な定義をケベック州政府は明示していないが^(註)、著者はそれを、同化主義的な共和主義と文化の断片化を生む多文化主義との間でバランスを追求するモデルとして位置付ける。

第2章では、1968年のケベック州移民省創設以降の歴史的展開を跡づけながら、*interculturalisme* の具体的な構成要素として以下の7つが示される。

- ①デモクラシーと多元主義の精神に基づく権利の尊重、
- ②ケベックの独自性の基盤であるフランス語の振興、

- ③ケベック・ネイションにおける多様性の承認、
- ④統合の強調、
- ⑤文化間の相互作用、歩み寄り、交流の推進、
- ⑥マジョリティとマイノリティ間の相互尊重によって育まれる共通文化の発展、
- ⑦常に発展し、外部からの貢献に開かれた、一つのアイデンティティ、帰属意識、ケベックのネイション文化の推進。

さて、こうした特徴を持つケベックの *interculturalisme* は、カナダの多文化主義とどう違うのか。その比較考察が第3章のテーマである。ここではケベック側からみたカナダの多文化主義への辛辣な批判が展開される。ケベックにとって連邦政府が掲げる多文化主義の最大の問題は、イギリス系とともに二大建国民族であるはずのフランス語系ケベック人（本書の表現では、ケベックにおける「創設のマジョリティ (majorité fondatrice)」) が、諸エスニック集団の1つにしか位置付けられなかったことにある。さらに、連邦の多文化主義がマジョリティ文化の存在を想定しておらず、統合よりもエスニック集団の差異に価値を置いてきたために遠心力にうまく対応できないこと、移民は強制しなくとも英語を学ぶために、言語の保護やその重要性に関心を払ってこなかったこと（従って、フランス語の維持に腐心するケベック側の事情が理解されにくい）、なども指摘される。他方で多文化主義も変化しており、近年では文化間の相互交流を奨励するなど、*interculturalisme* への接近がみられることにも言及され、後者の優位性が強調される。

第4章ではもっとも多くの紙面が割かれ、*interculturalisme* へのさまざまな批判、懸念が取り上げられる。批判の内容は以下の2つに大別される。マジョリティ文化が損なわれるとする不安感に起因するもの（文化的次元の批判）と、文化主義を排してあくまで個人の権利を重視するシヴィックな個人主義的ないしは共和主義的な観点からの批判である。これらに対して、著者は種々の例証を挙げ持論を駆使しながら丁寧に応答し、マジョリティ文化への配慮とエスニックな文化の尊重とのバランスを追求することが *interculturalisme* の意義であると説く。

「包摂的なライシテ (laïcité)」と題される第4章では、宗教に対する国家（州政府）のあるべき中立性について論じられる。これは *interculturalisme* 論とは次元の異なる内容に見えるが、文化的多様性において宗教文化はその中心的な要素を占めていること、特に近年、ケベックで宗教的シンボルをめぐる問題が争点化してきたことから、*interculturalisme* と密接に関わる課題である。著者によると、「包摂的なライシテ」とは *interculturalisme* と同様に、差異の自由な表現に対する配慮に欠ける共和主義の方式と、集合体の要請に対する感受性に欠ける個人主義的な新自由主義の間を取り持つモデルである。そして、フランスとは異なり、ケベックではヴェールをはじめとする宗教的シンボルの着用は、差異の自由な表現として尊重されるべきとする。ただし、その権利は無制限ではない。たとえば、裁判官や治安部隊など特別な権利を行使する公務員には着用の禁止が正当化されると主張している。この点についてはケベック内からも異論があるだろう。

本書は原題に「ケベックの視点」（この語は邦訳タイトルにはなぜか入っていない）と記されているように、ケベック社会の文脈に根ざした、ケベックのための *interculturalisme* 論である。とはいえ、そこからケベックを超えた多くの貴重な教訓や示唆を得ることができる。その1つが、マジョリティへの配慮という、これまでの多元主義論者が言及してこなかった視点である。世界的に台頭するポピュリズム政治がマジョリティの不満を反移民感情へと誘導することで勢力の拡大を図っているなか、傾聴に値する指摘であろう。また、日本から見て新鮮かつ健全に映るのは、多文化社会のあり方をめぐる公共論争が、マイノリティ当事者の積極的な参加を得ながら、時に加熱しつつもオープンに行われていることである。2015年に日本に流入した外国人（合法的に90日以上滞在）の数は、OECD諸国のなかで4番目に多いという。人手不足の深刻化を受けて様々な形で外国人労働力を導入しながらも、「移民政策ではない」と政府が主張し続ける日本で、多文化共存をめぐる本格的で開かれた公共論争への道のりが遠いことに、ため息を禁じ得ない。考えさせられる点は他にも多々ある。

最後に、「間文化主義」という訳語に違和感があることを率直に述べたい。この語には、異なる文化どうしの相互作用や交流といった、著者が最も重視する *interculturalisme* の動的なニュアンスが感じられないからである。片仮名表記を避けたいとする方針には賛同できるが、語彙力の乏しい筆者には「相互文化主義」や「交文化主義」くらいしか思いつかない。いっそのこと、訳語を公募してみるのはいかがであろうか。

（註） ケベック自由党政権下のケベック州政府が *interculturalisme* について初めて公式に言及したのは、本書の原著刊行後の2016年に公表した州の政策声明においてである。著者はその定義に対して、筆者へのメールによると、必ずしも満足していないようであった。

（いいざさ さよこ 青山学院大学教授）